

令和8年度版

特別児童扶養手当のしおり



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県

「特別児童扶養手当」とは？

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母又は養育者に対して特別児童扶養手当が支給されます。

1. 手当を受給できる方

手当を受けることができる方は、精神又は身体に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童（20歳未満）を監護している父若しくは母、又は児童を養育している方（養育者）です。

父母が共に児童を監護している場合は、主として児童の生計を維持している方に支給されます。

なお、この手当は申請をしなければ受給することはできません。

障 害 等 級 表

	特別児童扶養手当等級		判定方法
	1 級	2 級	
身体障害 (外部障害)	身体障害者手帳の おおむね 1・2 級	身体障害者手帳の おおむね 3 級	所定の診断書 ※身体障害者手帳 により診断書を省 略できる場合があ ります。
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別 表第 3（次ページ）に記載されているものに限る。		
身体障害 (内部障害)	別表第 3 「1 級の 9」	別表第 3 「2 級の 1 5」	所定の診断書
知的障害	療育手帳の㉔、A	療育手帳のおおむね B の 1	所定の診断書 ※療育手帳 A 以上 の場合、診断書を省 略できます。
精神障害	別表第 3 「1 級の 1 0」	別表第 3 「2 級の 1 6」	所定の診断書

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第3

		1 級	2 級
視力障害		1. ①両目の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ②一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1. ①両目の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ②一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
聴力障害		2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
平衡機能障害			3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害			4. そしゃくの機能を欠くもの
音声・言語障害			5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
肢体不自由	上肢	3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	6. 両上肢のおや指及びびとさし指又は中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びびとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	下肢	6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの	11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
	体幹	8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
その他		9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

前ページの障害の程度に該当する状態であっても、次のような場合は、手当が支給されません。

①児童が

- ア. 日本国内に住所がないとき
- イ. 障害を支給事由とする年金を受給できるとき
- ウ. 児童福祉施設等に入所したとき

②父母が

- ア. 日本国内に住所がないとき

2. 手当を受けるための手続

住所地の市町村の窓口へ次の書類をそろえて認定請求の手続をしてください。審査の後、知事から認定についての通知が届きます。

<提出書類>

① 特別児童扶養手当認定請求書

② 請求者と対象児童の戸籍の謄本又は抄本

③ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し

※②、③については請求日前1か月以内のもの

※③は個人番号制度に基づく情報連携により省略可能

④ 特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」といいます。）

ア. 身体障害者手帳や療育手帳を持っている場合は省略できることがあります。

イ. 精神の障害の診断については、できる限り精神科の診療経験を有する医師に依頼してください。

※診断書はなるべく請求日前2か月以内のもの

⑤ 特別児童扶養手当振込先口座申出書（口座名義人は請求者と同一人）

※監護の状況等により、その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。

[注意] 診断書等の審査結果により、手当を受給することができない場合もあります。

3. 手当の支払い

知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分から手当が支給されます。

4月・8月・12月の年3回、支払月の前月までの分（例えば4月期は12～3月分）が、受給者本人名義の金融機関口座に振り込まれます。

ただし、12月期分はその前月に振り込まれます。

振込の日は支払月の11日ですが、11日が土・日や休日に当たる場合は、順次繰り上がって支払いになります。

4. 手当の額

この手当は児童の数と、級に応じて支給されます。

■手当額

☆児童1人当たり月額

	1級（重度障害児）	2級（中度障害児）
令和3年4月	52,500円	34,970円
令和4年4月	52,400円	34,900円
令和5年4月	53,700円	35,760円
令和6年4月	55,350円	36,860円
令和7年4月	56,800円	37,830円
令和8年4月	58,450円	38,930円

5. 所得による支給制限

手当を受ける方、手当を受ける方の配偶者又は手当を受ける方と生計を同一にする扶養義務者の方（手当を受ける方の父母等）の前年の所得が下記の限度額以上である場合は、その年度（8月分から翌年7月分）の手当の支給が停止されます。

■所得制限限度額表（平成14年8月1日改正）

（単位：円）

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

収入額はあくまでも目安であり、実際の取扱いとは地方税法上の控除後の所得額で決まります。

※控除後の所得額の計算方法

年間収入額－必要経費－80,000 円（社会保険料共通控除）
－その他の諸控除（地方税法上の控除）

	控除の種類	本人	配偶者 扶養義務者
所得 の 額	70 歳以上の同一生計配偶者又は老人 扶養親族 1 人につき所得制限限度額 に加算	10 万円	6 万円（注 1）
	特定扶養親族又は 16 歳以上 19 歳未 満の控除対象扶養親族 1 人につき所 得制限限度額に加算	25 万円	-
所 得 控 除	雑損控除	相当額	相当額
	医療費控除	相当額	相当額
	小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
	配偶者特別控除	相当額	相当額
	特定親族特別控除	相当額	相当額
	社会保険料控除	8 万円	8 万円
	障害者控除	27 万円	27 万円
	特別障害者控除	40 万円	40 万円
	寡婦控除	27 万円	27 万円
	ひとり親控除	35 万円	35 万円
	勤労学生控除	27 万円	27 万円
	地方税法附則第 6 条第 1 項に規定す る肉用牛の売却による事業所得に係 る道府県民税及び市町村民税の課税 の特例	当該免除に係る 所得の額	当該免除に係る 所得の額

（注 1）扶養親族が老人 1 人のみの場合は加算なし、扶養親族が 2 人以上いるときに加算され
ます。

（注 2）表中の「相当額」は地方税法における当該控除額に相当する額です。

（注 3）法改正により金額が変更になる場合があります。

6. 手当を受けている方の届出義務

①『所得状況届』

毎年8月12日から9月11日までの間に、住所地の市町村の窓口へ所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届け出るものです。

[注意] この届を出さないと、その年の8月分以降の手当が受けられません。また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなる場合がありますのでご注意ください。

②『資格喪失届』（手当を受給する資格がなくなる場合）

ア. お子さんが、児童福祉施設等に入所したとき

※通園施設等、受給が認められる場合があります。詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。

◎施設等を退所したときは、新たに認定請求が可能です。

イ. お子さんの生計を主として維持しなくなったとき

ウ. 受給者やお子さんが、海外に引っ越したとき

エ. 受給者又はお子さんが死亡したとき

オ. お子さんが、障害を事由とする公的年金を受給するとき

カ. お子さんが、満20歳になったとき

キ. お子さんの障害の状態が本書2ページの別表第3に該当しなくなったとき

[注意] 資格がなくなっているにもかかわらず届出をしないで手当を受給していると、資格がなくなった翌月からの手当はさかのぼって全額返還していただきますので、くれぐれもご注意ください。

③『有期更新』

お子さんの障害の状態によって、手当の認定時に期限が定められていることがあります。これを「有期」といいます。

「有期」が近づくと、文書でお知らせしますので、診断書及び障害再認定（有期更新）届（以下「診断書等」といいます。）を市町村の窓口に提出してください。

なお、診断書等の提出が、正当な理由がなく期限を過ぎてしまった場合は、遅延した期間の手当が受けられませんのでご注意ください。

◎診断書はなるべく請求日前2か月以内のものとしてください。

◎診断書に代えて、再判定後の身体障害者手帳、療育手帳の写しでよい場合がありますが、一定の条件がありますので、詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。

[注意] お子さんの障害状況を定期的に確認する有期更新（障害再認定）は、手当の受給資格に関わる大切な手続きですので、所得制限により支給停止となる場合を除き、必ず行わなければなりません。

◎有期更新手続きに係る取扱いは以下のようになります。

ア. 有期の終期までに有期更新手続きを行った場合

（例1）

診断書の診断月			診断書等を提出した月			
↓			↓			
			有期月			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1級		2級	2級			

有期月の前月の診断日の診断書を、有期月に障害再認定（有期更新）届とあわせて市町村に提出し、その審査結果により、障害の程度が下がりました。

この場合は、診断書の診断月の翌月から減額になります。

(例 2)

診断書等を提出した月				額改定請求書を提出した月			
有期月							
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	
5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
2 級				2 級			
				1 級			

有期月の前月の診断日の診断書を、有期月に障害再認定（有期更新）届とあわせて市町村に提出し、その審査結果により、障害の程度が上がりました。障害の程度が上がったことを知ってから「額改定請求書」を市町村に提出しました。

この場合、「額改定請求書」を提出した月の翌月から増額になります。

イ. 有期の終期を過ぎてから有期更新手続を行った場合

(例 3)

診断書等を提出した月							
有期月							
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	
5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
2 級				不支給			
				2 級			

有期月の翌月の診断日の診断書を、有期月の翌月に障害再認定（有期更新）届とあわせて市町村に提出し、その審査結果により、障害の程度は変わりませんでした。

この場合、有期の終期の翌月から診断書等を提出した月までは不支給となり、提出した月の翌月から前と同じ級の手当が支給されます。

(例 4)

診断書等を提出した月				額改定請求書を提出した月			
有期月							
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	
5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
2 級				不支給			
				2 級			
				1 級			

有期月の翌月の診断日の診断書を、有期月の翌月に障害再認定（有期更新）届とあわせて市町村に提出し、その審査結果により、障害の程度が上がりました。障害の程度が上がったことを知ってから「額改定請求書」を市町村に提出しました。

この場合、有期の終期の翌月から診断書等を提出した月までは不支給となり、提出した月の翌月から手当は支給されますが、増額となるのは「額改定請求書」を提出した月の翌月からとなります。

④その他届出が必要な場合

- ア. お子さんの障害の程度が変わったとき（手当の額が変わります。）
- イ. 支給対象児童の数が変わったとき（手当の額が変わります。）
- ウ. 氏名や住所、支払金融機関が変わるとき
- エ. 受給者が離婚又は再婚したとき
- オ. 受給者が所得の高い扶養義務者と同居又は別居するようになったとき
- カ. 受給者、配偶者又は扶養義務者の申告済の所得に変更があったとき

以上のような場合は、市町村の窓口にお申し出ください。

◎これまで、手当の支払いを受けられる方全員に「特別児童扶養手当証書」を交付していましたが、制度改正により令和6年7月1日より廃止されました。このため、希望する方に対しては、代替として「特別児童扶養手当受給証明書」※を交付しますので、市町村の窓口にお申し出ください。

※特別児童扶養手当を「振込」ではなく、郵便局の窓口で「送金受取り」を希望する場合や新福祉定期預金・ニュー福祉定期貯金を利用する場合等に必要。詳しくはご利用になる各金融機関で確認してください。



詳しくはお住まいの市町村役場の窓口にご相談ください。

千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

令和8年7月